

院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル

当院では、調剤上の形式的な変更に伴う問い合わせを減らし、保険薬局および医師の負担軽減、また患者さんの待ち時間の短縮を目的とし、「院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル」を運用する。プロトコルの運用にあたっては、保険薬局と当院で事前に合意を交わすことを必須条件とする。

保険薬局は該当する患者すべてに十分に説明し（変更内容、服用方法、患者負担額等）必ず同意を得てから調剤し、患者が不利益を被らないようにする。プロトコルに該当しない、または明確に判断できない場合は処方医に疑義照会が必要である。なお、全てにおいて麻薬・抗悪性腫瘍薬・注射薬は除く。

1. 運用開始までの手順

- ① プロトコルの趣旨・各項目を確認する
- ② 合意を希望する場合は、当薬剤部担当者に連絡する
- ③ 保険薬局と当薬剤部がプロトコル内容を確認し、運用に同意する場合は HP に掲載の「合意書」をダウンロードして必要事項を記載する
- ④ 合意書は 2 部作成し、返信用封筒とともに当薬剤部宛に郵送する
- ⑤ 確認後、運用開始日を記入し、薬局保管用として保険薬局へ郵送する
- ⑥ 合意書に記載された運用開始日から開始する

2. 担当者

杏林大学医学部附属病院 薬剤部

薬剤部 副部長（不在時は改めてご連絡ください）

電話番号：0422-47-5511（代）

受付時間：平日 9 時～17 時

3. 変更後の情報フィードバック

プロトコルに基づき変更調剤した場合、変更理由および内容はトレーシングレポート〈院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル〉を活用し当院に報告してください。

4. プロトコル

① 剤形の変更

- ・安定性、利便性の向上、流通に伴う入手困難のための変更に限る
- ・後発品⇔先発品の変更は可とする
- ・用法用量が変わらない場合のみ可とする
- ・外用剤は消炎鎮痛外用貼付剤のみ、成分・枚数が同一のみ可とする

- ・軟膏⇔クリームの変更は不可
- ・安定性、溶解性、体内動態等を考慮して行う
- ・変更例
アムロジン錠 5 mg⇔アムロジン OD 錠 5 mg
ビオフェルミン R 散⇔ビオフェルミン R 錠

② 残薬調整

- ・薬歴上継続処方されている
- ・患者・家族からの申出のみでなく、薬歴および残薬の外形状態・保管状況などを確認する
- ・投与日数の短縮、外用剤の本数の変更は可とする
- ・処方日数の延長、外用剤の増量、および処方無し(処方削除)は不可
- ・変更例

〇〇錠 30 日分→25 日分 (5 日分残薬があるため)

△△点眼薬 3 本→2 本 (1 本残薬があるため)

※自然災害等を考慮し、余裕を持った (1 週間程度) 残薬調整にご配慮ください。

③ 疑義照会が算定要件となっている場合は対象外

杏林大学医学部附属病院
2026 年 7 月 1 日作成